

和光市漏水修繕対応基準

(目 的)

第1条 この基準は、漏水の早期修繕により無効水量の減少を図り、水道水の有効利用に資するため、定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この基準において用いる用語を次のように定める。

- ① 自然漏水とは、人的要因が無く腐食、土圧、振動等により、自然に発生した漏水をいう。
- ② 事故漏水とは、解体工事や他企業埋設工事等の作業中に人的要因により発生した漏水をいう。

(基本事項)

第3条 漏水修繕の基本事項について次のように定める。

1 自然漏水の場合

- ① 給水装置は給水装置所有者（以下、「所有者」という。）の財産であるが、水道本管から量水器ボックス内量水器二次側接続部（以下、「量水器接続部」という。）までの漏水については、和光市水道事業の管理者の権限を行う市長（以下、「管理者」という。）の費用で修繕することができる。それ以降については、所有者の費用で修繕する。
- ② 集合住宅の場合、給水方法を確認し、直圧の場合は各戸量水器接続部まで、増圧及び受水槽の場合は親量水器接続部まで管理者の費用で修繕することができる。それ以降については、所有者の費用で修繕する。ただし、量水器が建物内に取り付けられている場合の管理者の修繕範囲は、建物外までとする。また、建物内の各戸量水器接続部までの管で漏水した場合は、管理者の指示の下、所有者は早急に修繕するものとする。
- ③ 修繕については、所有者の同意を得て掘削・修繕するものとする。ただし、緊急であると認める場合には、この限りでない。

2 事故漏水の場合

- ① 事故漏水が発生した場合、漏水を発生させた原因者（以下、「原因者」という。）は管理者へ早急に報告しなければならない。
- ② 漏水修繕は、和光市指定給水装置工事事業者が行う。

- ③ 修繕費用については、全額原因者負担とする。また、原因者は和光市水道事業給水条例第30条に基づき立会料5,000円（勤務時間外の場合は7,500円）及び漏水量の料金を管理者に支払わなければならない。

（基準外の事項等）

第4条 この基準に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この基準は平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は令和7年4月1日から施行する。